

65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料は、必要とされる介護サービスの総費用に応じて、各市町村において3年ごとに見直しを行うこととされています。多古町も平成27年度に見直しを行い、平成27年度より29年度の介護保険料を町民の皆さんにお知らせしたところですが、消費増税の影響を考慮し、平成29年度には所得の低い段階の方々の保険料はさらに減額となる予定でした。しかし、消費税の増額が先送りされたことから、第1段階から第3段階までの平成29年度保険料は平成27・28年度と同額に据え置くことになりました。なお、第4段階から第9段階までの保険料については変更ありません。ご理解の上、納付いただきますようお願いいたします。

■65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料据え置きされた段階

段階	(対象者)	基準額に対する割合	月額	年額
第1段階	○生活保護の受給者 ○世帯全員が町民税非課税かつ 老齢福祉年金受給者 ○世帯全員が町民税非課税かつ 本人の公的年金等収入+合計所得金額80万円以下の者	0.45	1,935円	23,220円
第2段階	○世帯全員が町民税非課税かつ 本人の公的年金等収入+合計所得金額120万円以下の者	0.75	3,225円	38,700円
第3段階	○世帯全員が町民税非課税かつ 第1、第2段階以外の者	0.75	3,225円	38,700円

変更がない段階

第4段階	○本人が町民税非課税（世帯に課税者有）かつ 公的年金等収入+合計所得金額80万円以下の者	0.90	3,870円	46,440円
第5段階 (基準額)	○本人が町民税非課税（世帯に課税者有）	1.00	4,305円	51,660円
第6段階	○町民税課税かつ 合計所得金額120万円未満の者	1.20	5,165円	61,980円
第7段階	○町民税課税かつ 合計所得金額120万円以上190万円未満の者	1.30	5,595円	67,140円
第8段階	○町民税課税かつ 合計所得金額190万円以上290万円未満の者	1.50	6,455円	77,460円
第9段階	○町民税課税かつ 合計所得金額290万円以上の者	1.70	7,315円	87,780円

介護保険料の納付方法

○特別徴収（年金からの天引き）の場合

年額18万円以上の年金を受給している方は、年金から保険料が天引きされます。
●1年間の保険料を年金受給月の6回に分けて年金から天引きします。

○普通徴収（納付書または口座振替による納付）の場合

年金の年額が18万円未満の方や65歳になられた方等で特別徴収ができない方は、税務課より送付される納付書で保険料を納めます。
●1年間の保険料を7月から翌年2月までの8回に分けて納付します。

★普通徴収の方は、便利で確実な口座振替をご利用ください!!

■取扱金融機関

千葉銀行、京葉銀行、佐原信用金庫の各本・支店、多古町農業協同組合、ゆうちょ銀行(郵便局)

■手続き方法

役場または取扱金融機関にある「口座振替依頼書」を記入の上、お申し込みください。

■手続きに必要なもの

介護保険料の納付書、口座振替をする通帳、通帳の届出印

それってどうなるの??



Q: 保険料は、65歳になったらすぐに年金からの天引き（特別徴収）になるのですか。

A: おおむね4月～8月生まれの方は翌年の4月から、9月～2月生まれの方は翌年の6月～10月の年金月から天引きが始まります。3月生まれの方は翌々年の4月から年金天引きが始まります。（誕生日によって変わる場合があります）

国民健康保険税の改正

国保会計の厳しい財政状況を勘案し、平成29年度分以降の課税限度額の引き上げを行いました。また、地方税法等の改正に伴い、低所得者等への負担軽減を拡充するための基準額の改正を行いました。

●課税限度額の引き上げ

	改正前	改正後
医療分	52万円 →	54万円
支援分	17万円 →	19万円
介護分	16万円 →	改正なし
限度額合計	85万円 →	89万円

●負担軽減の拡大（軽減を判定する所得基準）

加入者の所得合計額が下記で計算する額以下となる場合に該当

5割軽減基準

(改正前) 33万円+26万5千円×(加入者数)

(改正後) 33万円+27万円×(加入者数)

2割軽減基準

(改正前) 33万円+48万円×(加入者数)

(改正後) 33万円+49万円×(加入者数)

〈例〉 世帯主の所得140万円・配偶者と子ども2人の4人世帯の場合（世帯主以外所得無し）

(改正前) 33万円+26万5千円×4人=139万円

(改正後) 33万円+27万円×4人=141万円

●世帯の所得合計が141万円を下回るため、5割軽減世帯に該当し、改正前より保険税が減額になります。

※軽減されるのは、「均等割」と「平等割」部分のみです。

※今回の改正により減額となる額は、世帯所得や被保険者数、年齢構成により異なります。

住民税の申告はお済みですか？

各種保険料(税)などは、皆さんの所得をもとに計算されていますので、所得税の確定申告が不要な方でも、住民税の申告は必要になります。

未申告の場合、重要な行政サービスが受けられず不利益を受ける場合があることから、未申告の方を対象に下記のとおり申告相談を開催します。

★未申告の場合★

介護保険料、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、子ども園保育料、学童保育料の減額措置が受けられず、高い金額で納めなければならない場合があります。

このほかにも、所得によって決定されるものがありますので、必ず申告をしましょう。

日時●8月2日(水)・3日(木) 午前9時～午後4時

会場●役場1階 第2会議室

持参物●印鑑(認印)

●収入のわかるもの(源泉徴収票や売上伝票など)

●経費のわかるもの(仕入伝票や領収書など)

●各種控除証明書

※詳しくは、事前にお問い合わせください。